

表1 歯科専門医機構が認定する歯科専門医の制度設計の基本方針

| 項目 | 基本的な考え方 | 具体的に求められる内容 |
|---------------------|--|--|
| 専門医育成の研修体制 | <p>研修プログラム制または研修カリキュラム制、あるいは両者の併用により研修を実施していること。 研修年限については歯科医師免許取得後5年以上と定義されている。</p> | <p>以下の内容を明示/実施。 ①専門研修後の成果、②到達目標（修得すべき知識・技能・態度）、③経験目標（経験すべき症例項目・内容、経験症例数、要求水準、評価法など）、④研修方略・評価法、⑤指導体制（指導医および指導施設の認定基準）</p> |
| 専門医資格の認定要件および認定基準 | <p>上記の研修体制の事項が担保される認定要件と基準、および研修実施・実績を確認する手法・手続。</p> | <p>以下の内容を明示/実施。 ①申請資格書類審査：当該学会の会員歴・専門研修実績など、専門医資格の認定要件、②専門医認定試験：出題範囲・出題方法や合否判定基準などを明示、③特定の理由のある場合の措置：特別な理由（留学、出産等）のために研修の継続が困難な者に対する適切な対応や措置、④専門医認定基準：①～③を踏まえ、当該専門医資格の審査手続き・方法および認定基準</p> |
| 専門医研修施設の要件および認定基準 | <p>専門研修に十分対応し得る項目・内容およびそれらを確認し認定する方法。</p> | <p>以下の内容を明示/実施。 ①専門医研修施設の要件と審査・認定基準（指導医および受け入れ可能人数、診療実績等）、②研修施設認定基準、③連携研修施設等の認定要件（複数施設で実施する研修施設群方式の場合）</p> |
| 専門医資格の更新要件および認定基準 | <p>専門医としての診療能力を継続的に保持していることを担保する。なお、「5年に1度は当該専門医資格の更新を要する」旨を定める。</p> | <p>以下の内容を明示/実施。 ①専門医資格の更新要件（診療活動、研修、学術活動等の実績）、②認定基準、③特定の理由のある場合の措置（認定基準と同様）</p> |
| 専門医研修施設の更新要件および認定基準 | <p>研修施設が継続的に専門医研修を実施する要件を保持していることを担保。なお、「少なくとも5年に1度は当該資格の更新を要する」旨を定める。</p> | <p>以下の内容を明示/実施。 ①専門医研修施設の更新要件、②更新認定基準、③連携研修施設等の更新要件（複数施設で実施する研修施設群方式の場合）</p> |
| 専門医共通研修 | <p>すべての歯科専門医が修得すべき受講内容を必修と定める。取得すべき更新単位数を定め、取得単位数の評価と確認方法などを具体的に明示する。</p> | <p>以下に必修と定める習得すべき受講内容を示す。 ①医療倫理、②患者・医療者関係の構築、③医療安全、④地域医療、⑤隣接医学・医療（がんや骨粗鬆症など関連ガイドライン内容等）⑥院内感染対策、⑦医療関連法規、医療経済</p> |

表2 歯科専門医機構が認定する専門医の認定要件例（歯科麻酔専門医）

| 申請資格／認定要件 | 詳細 ※（ ）内は確認方法 |
|-----------------|---|
| 歯科医師免許 | 日本国歯科医師免許証を有すること（履歴書） |
| 認定医としての経験 | 歯科麻酔学会認定医であること（履歴書、日本歯科麻酔学会認定医認定証） |
| 学会および診療への継続した従事 | <p>①申請時点で継続して5年以上歯科麻酔学会の会員であること、かつ②歯科麻酔分野の業務に5年以上専従（週3日以上）していること（麻酔専従証明書、業務内容証明書、研修派遣証明書）、③申請前の最近5年間に担当あるいは指導した全身麻酔症例および全身管理症例および疼痛治療症例の中から年間100例、総計500例を提出（症例一覧表）</p> <p>※大学病院等の歯科麻酔学指導施設に専従するもの以外では、認定医取得後、歯科に関連する全身麻酔を含む全身管理症例あるいは疼痛治療症例を、担当もしくは指導していること</p> |
| 研修の受講 | 専門医研修カリキュラムを修了していること（専門医研修カリキュラム評価シート） |
| 専門医にふさわしい業績 | ①歯科麻酔学会学術集会および関連学会の学術集会への 出席単位20単位以上 、② 学会/論文発表30単位 （①および②のいずれも歯科麻酔学会の学術集会への参加、学会での発表または学会誌での報告が含まれる必要あり）、③学会の定める救急組成講習会の受講（救急蘇生講習会受講修了証） |
| 認定試験 | 筆記試験および口頭試問 （提出症例による試問含む）、実技（集合形式ではなく、指導医による評価。申請時に実技試験合格証明書を提出。） |
| その他 | 歯科麻酔学指導施設の所属長である歯科麻酔指導医が専門医申請を認めたもの（歯科麻酔専門医申請許可書） |

表 3-1. BPS 認定専門薬剤師の専門領域ごとの申請・更新要件

| BPS 認定専門薬剤師 | 設立年 | 申請要件としての実務経験（申請日から遡って過去 7 年以内のもの） | 更新要件 |
|---|------|--|---|
| 1. Nuclear Pharmacy (放射性医薬品) | 1978 | <ul style="list-style-type: none"> ・4000 時間の放射性医薬品に関するトレーニング/経験（例えば、NRC が規定した研修・経験、ASHP 認定レジデンスー（2000 時間まで）、州などの許可施設で実施されるインターシップ（2000 時間まで）、実習（4000 時間まで）） | <ul style="list-style-type: none"> ・初回認定後 7 年目に、BPS が実施する放射性医薬品に関する試験に合格すること または ・パデュー大学薬学部が提供する専門プログラムで 100 時間の継続教育単位を取得すること |
| 2. Nutrition Support Pharmacy (栄養サポート) | 1988 | <ul style="list-style-type: none"> ・3 年間の実務経験（50%以上を栄養サポートに関する実務に従事）あるいは ・栄養サポートに関する専門領域の PGY2 研修を修了 | <ul style="list-style-type: none"> ・初回認定後 7 年目に、BPS が実施する栄養サポートに関する試験に合格すること、または ・パデュー大学薬学部が提供する専門プログラムで 100 時間の継続教育単位を取得すること |
| 3. Pharmacotherapy (薬物療法) | 1988 | <ul style="list-style-type: none"> ・3 年間の実務経験（50%以上を薬物療法に関する実務に従事）あるいは ・ASHP 認証 PGY1 研修を修了（循環器、感染症に関する資格付加制度は 2017 年で終了し、更新はできない） | <ul style="list-style-type: none"> ・初回認定後 7 年目に、BPS が実施する薬物療法に関する試験に合格すること、または ・ACCP、ASHP が提供する専門プログラムで 120 時間の継続教育単位を取得すること |
| 4. Psychiatric Pharmacy (精神科) | 1994 | <ul style="list-style-type: none"> ・4 年間の実務経験（50%以上を精神科に関する実務に従事）あるいは ・PGY1 研修に加えて、2 年間の実務経験（50%以上を精神科に関する実務に従事）あるいは ・精神科に関する専門領域の PGY2 研修を修了 | <ul style="list-style-type: none"> ・初回認定後 7 年目に、BPS が実施する精神科に関する試験に合格すること、または ・BPS が認定する 100 時間の継続教育単位を取得すること |
| 5. Oncology Pharmacy (がん) | 1996 | <ul style="list-style-type: none"> ・4 年間の実務経験（50%以上をがん領域に関する実務に従事）あるいは ・PGY1 研修に加えて、2 年間の実務経験（50%以上をがん領域に関する実務に従事）あるいは ・がん領域の PGY2 研修を修了 | <ul style="list-style-type: none"> ・初回認定後 7 年目に、BPS が実施するがんに関する試験に合格すること、または ・ACCP、ASHP、HOPA が認定する 100 時間の継続教育単位を取得すること ・7 年間に、ACCP/ASHP のがん専門薬剤師再認定コースおよび HOPA の BCOP 再認定コースを、連続しない年に少なくとも 1 回（ただし 3 回を超えない）修了しなければならない |
| 6. Ambulatory Care Pharmacy (外来ケア) | 2009 | <ul style="list-style-type: none"> ・4 年間の実務経験（50%以上を外来ケアに関する実務に従事）あるいは ・PGY1 研修に加えて、2 年間の実務経験（50%以上を外来ケアに関する実務に従事）あるいは ・外来ケアに関する専門領域の PGY2 研修を修了 | <ul style="list-style-type: none"> ・初回認定後 7 年目に、BPS が実施する外来ケアに関する試験に合格すること、または ・APhA、ACCP、ASHP が提供する 100 時間の継続教育単位を取得すること ・7 年間に、外来ケアコースは、連続しない年に 2 回までしか履修できない |
| 7. Critical Care Pharmacy (救命・救急) | 2013 | <ul style="list-style-type: none"> ・4 年間の実務経験（50%以上を救命・救急に関する実務に従事）あるいは ・PGY1 研修に加えて、2 年間の実務経験（50%以上を救命・救急に関する実務に従事）あるいは ・救命・救急に関する専門領域の PGY2 研修を修了 | <ul style="list-style-type: none"> ・初回認定後 7 年目に、BPS が実施する救命・救急に関する試験に合格すること、または ・APhA、ACCP、SCCM が提供する 100 時間の継続教育単位を取得すること ・7 年間に、救命・救急コースは、連続しない年に 2 回までしか履修できない |
| 8. Pediatric Pharmacy (小児) | 2013 | <ul style="list-style-type: none"> ・4 年間の実務経験（50%以上を小児に関する実務に従事）あるいは ・PGY1 研修に加えて、2 年間の実務経験（50%以上を小児に関する実務に従事）あるいは ・小児に関する専門領域の PGY2 研修を修了 | <ul style="list-style-type: none"> ・初回認定後 7 年目に、BPS が実施する小児に関する試験に合格すること、または ・ACCP、ASHP、PPA が提供する 100 時間の継続教育単位を取得すること ・7 年間に、小児コースは、連続しない年に 2 回までしか履修できない |

表 3-2. BPS 認定専門薬剤師の専門領域ごとの申請・更新要件

| BPS 認定専門薬剤師 | 設立年 | 申請要件としての実務経験（申請日から遡って過去7年以内のもの） | 更新要件 |
|--|-----------|---|--|
| 9. Cardiology Pharmacy (循環器) | 2017 | <ul style="list-style-type: none"> ・4年間の実務経験（50%以上を循環器に関する実務に従事）あるいは ・PGY1 研修に加えて、2年間の実務経験（50%以上を循環器に関する実務に従事）あるいは ・循環器に関する専門領域の PGY2 研修を修了 | <ul style="list-style-type: none"> ・初回認定後7年目に、BPS が実施する循環器に関する試験に合格すること、または ・ACCP, ASHP が提供する 100 時間の継続教育単位を取得すること ・7年間に、循環器コースは、連続しない年に2回までしか履修できない |
| 10. Infectious Diseases Pharmacy (感染症) | 2017 | <ul style="list-style-type: none"> ・4年間の実務経験（50%以上を感染症に関する実務に従事）あるいは ・PGY1 研修に加えて、2年間の実務経験（50%以上を感染症に関する実務に従事）あるいは ・感染症に関する専門領域の PGY2 研修を修了 | <ul style="list-style-type: none"> ・初回認定後7年目に、BPS が実施する感染症に関する試験に合格すること、または ・ACCP, ASHP, SIDP が提供する 100 時間の継続教育単位を取得すること ・7年間に、感染症コースは、連続しない年に2回までしか履修できない |
| 11. Geriatric Pharmacy (老年) | 2017 | <ul style="list-style-type: none"> ・2年間の実務経験（50%以上を老年に関する実務に従事） | <ul style="list-style-type: none"> ・初回認定後7年目に、BPS が実施する老年に関する試験に合格すること、または ・ASCP, ASHP, ACCP が提供する 100 時間の継続教育単位を取得すること ・7年間に、老年コースは、連続しない年に2回までしか履修できない |
| 12. Compound Sterile Preparations (無菌混合調製) | 2018 | <ul style="list-style-type: none"> ・4000 時間の無菌混合調製に関する実務経験（例えば、ASHP 認定または CPRB 認定の PGY1 レジデントで、無菌混合調製に関する専門領域の実習を含むことができる） | <ul style="list-style-type: none"> ・初回認定後7年目に、BPS が実施する無菌混合調製に関する試験に合格すること、または ・APhA, ASHP が提供する 100 時間の継続教育単位を取得すること ・7年間に、認定プロバイダーが提供する無菌混合調製に関するコースは、連続しない年に2回までしか履修できない |
| 13. Solid Organ Transplantation (臓器移植) | 2019-2020 | <ul style="list-style-type: none"> ・4年間の実務経験（50%以上を臓器移植に関する実務に従事）あるいは ・PGY1 研修に加えて、2年間の実務経験（50%以上を臓器移植に関する実務に従事）あるいは ・臓器移植に関する専門領域の PGY2 研修を修了 | <ul style="list-style-type: none"> ・初回認定後7年目に、BPS が実施する臓器移植に関する試験に合格すること、または ・BPS が認定する継続教育単位を取得すること |
| 14. Emergency Medicine (救急医療) | 2019-2020 | <ul style="list-style-type: none"> ・4年間の実務経験（50%以上を救命医療に関する実務に従事）あるいは ・PGY1 研修に加えて、2年間の実務経験（50%以上を救命医療に関する実務に従事）あるいは ・救命医療に関する専門領域の PGY2 研修を修了 | <ul style="list-style-type: none"> ・初回認定7年目に、BPS が実施する救命医療に関する試験に合格すること、または ・BPS が認定する継続教育単位を取得すること ・2023 年に第1回認定試験を実施予定 |

BPS: Board of Pharmacy Specialties

PGY1: Postgraduate Year One Pharmacy Residency Program

PGY2: Postgraduate Year Two Pharmacy Residency Program, PGY2)

NRC: The United States Nuclear Regulatory Commission

ASHP: American Society of Health-System Pharmacists

ACCP: American College of Clinical Pharmacy

HOPA: Hematology/Oncology Pharmacy Association

BCOP: Board-certified Oncology Pharmacist

APhA: American Pharmaceutical Association

SCCM: Society of Critical Care Medicine

PPA: Pediatric Pharmacy Association

SIDP: Society of Infectious Disease Pharmacists

ASCP: American Society of Consultant Pharmacists

CPRB: Canadian Pharmacy Residency Board

表4 韓国の専門薬剤師制度に関する、韓国病院薬剤師会への質問事項

| 項目No. | 質問事項 |
|-------|---|
| 1 | 専門薬剤師制度が法制化されるきっかけは何だったのか？ (薬剤師側主導？社会のニーズ？行政主導？) |
| 2 | 今回法制化される専門薬剤師の専門領域はどのように決定されたのか。 今後領域を増やす際に考慮することは何か？ |
| 3 | これまでも専門薬剤師制度はあったのか？その認定機関は韓国病院薬剤師会のみか？ それ以外に学会が認定する専門薬剤師制度はあるのか？ |
| 4 | 韓国の薬剤師数、病院薬剤師数、専門薬剤師数、薬学部の入学生定員（6年制のみか）は？（多くの薬剤師がいずれかの専門はもっているような状況なのか、それとも非常に少ないのか？） |
| 5 | 法制化されることによって、具体的に何が変わるのか？ (広告ができる？診療報酬上の付加価値がつく？など) |
| 6 | 各専門薬剤師の認定要件は？ (実務経験年数、研修期間、学術要件（学会発表回数や論文報告数）など) |
| 7 | 認定プロセスはどのようになっているのか？ (制度の認証と個別の専門薬剤師の認定全てを病院薬学教育研究院が行っているのか) |
| 8 | 韓国病院薬剤師会と財団法人 病院薬学教育研究院の関係は？ |
| 9 | 財団法人 病院薬学教育研究院の人数構成や資金はどうなっているか？ |
| 10 | 認定申請にかかる費用はどの程度か？ |
| 11 | 認定される専門薬剤師の対象は？（病院薬剤師のみか、開局薬剤師も含まれるのか？ 企業医薬品情報担当薬剤師や大学教員も含まれるのか？） |

表5 韓国での専門薬剤師領域選定時に使用された妥当性分析指標

| 評価の視点 | 評価指標 | 詳細 |
|-----------|-------------|---|
| 社会的要求 | 需要および社会的ニーズ | 該当科目（又は専門薬剤師職務）に対する需要があるか？あるいは将来需要を生み出すことができるのか？ 該当科目（又は専門薬剤師職務）に患者の安全と治療効果の改善など、国民保健医療と関連して社会的あるいは個人的な未充足ニーズがあるか？ |
| | 疾病の社会的影響 | 該当科目（又は専門薬剤師職務）は、将来の保健医療環境の変化や疾病の有病率などを考慮すると、社会経済的疾患負担を減少させ、個人及び社会に利益を与えることができるか？ |
| 環境 | 実際の職務時間 | 該当科目（又は専門薬剤師職務）に現在どれだけの時間を割いてその仕事をしているのか？ |
| | 制度 | 該当科目（又は専門薬剤師職務）の専門薬剤師活動が保証される関連制度又は規定等が設けられているか？あるいは今後、そのような制度を構築することができるのか？ |
| 専門性 | 専門性の必要性 | 該当科目（又は専門薬剤師職務）は、一般薬剤師とは異なる差別的な専門知識*を必要とするか？ 該当科目（又は専門薬剤師職務）において、一般薬剤師とは異なる職務を遂行するか？あるいは職務を遂行する上で差別的な技術を必要としているのか？ |
| | 研究 | 該当科目（又は専門薬剤師職務）は薬物治療関連の問題を把握し、協力的に研究を行い、根拠を創出することができるか？ |
| 提供サービスの価値 | 臨床的有用性 | 該当科目（又は専門薬剤師職務）は、保健医療サービスの質の向上に寄与できるか？ 該当科目（又は専門薬剤師職務）に関する情報が論文、学会、シンポジウム、セミナー、ワークショップ等を通じて共有・伝播されていたり、共有・伝播することができるか？ |
| | 経済性 | 該当科目（又は専門薬剤師職務）のサービスは費用効果的か |

1) 出典:薬学部6年制統合教育課程および専門薬剤師制度連携方案研究

表6 韓国病院薬剤師会において運営されていた専門薬剤師制度（法制化されたのは1-9）

| 項目 No. | 質問事項 |
|-----------|--|
| 1 | 内分泌専門薬剤師 (Endocrinology pharmacy) |
| 2 | 老年専門薬剤師 (Geriatric pharmacy) |
| 3 | 小児専門薬剤師 (Pediatric pharmacy) |
| 4 | 循環器専門薬剤師 (Cardiology pharmacy) |
| 5 | 感染症専門薬剤師 (Infectious diseases pharmacy) |
| 6 | 臓器移植専門薬剤師 (Solid organ transplantation pharmacy) |
| 7 | 栄養専門薬剤師 (Nutrition support pharmacy) |
| 8 | がん専門薬剤師 (Oncology pharmacy) |
| 9 | 集中治療専門薬剤師 (Critical care pharmacy) |
| 10 | 医薬情報専門薬剤師 (Drug information pharmacy) |